

④ 漁業集落排水施設

(平成21年3月末現在)

	事業名	市町村名	地区名	着工年度	供用開始年度	計画人口(人)	供用人口(人)	
1	漁 環	長島町	汐 見	平成4年度	平成8年度	143	105	
2	〃	長島町	幣 串	平成4年度	平成13年度	386	303	
3	〃	いちき串木野市	戸 崎	平成5年度	平成16年度	423	341	
4	〃	南さつま市	野間池	平成5年度	平成12年度	633	481	
5	〃	南さつま市	坊	平成5年度	平成10年度	1,150	733	
6	〃	垂水市	境	平成8年度	平成19年度	1,400	876	
7	漁 総	大和村	名 音	平成6年度	平成19年度	281	236	
8	〃	宇検村	平 田	平成6年度	平成12年度	250	178	
9	〃	薩摩川内市	片野浦	平成9年度	平成15年度	260	184	
10	漁 環	薩摩川内市	平 良	平成13年度	平成16年度	400	320	
11	〃	長島町	三 船	平成14年度	平成22年度(推)	185	—	
12	〃	南さつま市	坊 泊	平成17年度	平成27年度(推)	640	—	
13	〃	薩摩川内市	手 打	平成19年度	平成25年度(推)	822	—	
	合計	7市町村	(13地区)	供用	7市町村	(10地区)	6,973	3,757

※ 漁環は漁業集落環境整備事業で、漁総は漁村づくり総合整備事業で漁業集落排水施設を整備するもの。

④ 合併処理浄化槽の整備

ア 設置状況

浄化槽法が改定され、平成13年4月1日からは単独処理浄化槽は設置できなくなりました。合併処理浄化槽については、公共下水道や農業集落排水施設などと並ぶ有効な生活排水処理施設として位置づけられています。

県では、合併処理浄化槽の設置者に対し助成を行っている市町村に対する補助事業を平成元年度から開始し、市町村が浄化槽を設置する場合に当該市町村に対して助成する事業を平成17年度から実施しており、合併処理浄化槽の整備促進に努めていますが、設置されている浄化槽の約半数は依然として単独処理浄化槽となっています。

これまでの設置基数は表1-53のとおりです。

イ 補助事業による整備状況

下水道と同等の処理性能（放流水質：BOD20mg/ℓ以下）を有する合併処理浄化槽の普及促進を図るため、国庫補助事業の合併処理浄化槽設置整備事業が昭和62年度に創設され、また、県費補助事業の合併処理浄化槽整備促進事業を平成元年度に創設しています。この事業によるこれまでの整備基数は表1-54のとおりです。

表1-53 設置基数の推移

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
累 積 槽	228,865	231,865	240,696	249,407	254,554	259,204	266,969	271,732	271,080	275,348
合 併 基 数	54,232	64,081	73,680	83,466	92,102	99,657	108,761	116,852	126,191	133,417
浄化槽 %	23.7	27.6	30.6	33.5	36.2	38.4	40.7	43.0	46.6	48.5
新 設 槽	11,001	10,501	9,714	9,854	9,997	9,373	9,140	8,764	8,666	8,290
合 併 基 数	9,611	10,267	9,714	9,854	9,997	9,373	9,140	8,764	8,666	8,290
浄化槽 %	87.4	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 1－54 整備基数の推移

年 度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
国	市町村数	81	85	87	89	90	74	47	47	43	42
	整備基数	6,271	7,905	7,959	8,189	8,354	7,740	7,863	7,340	7,478	6,912
県	市町村数	80	84	86	87	86	71	47	47	43	42
	整備基数	6,834	7,796	7,892	7,990	7,997	7,837	7,777	7,213	7,405	6,905

(6) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の廃止に伴う跡地利用の確認や土壌汚染状況調査の命令・報告に係る審査及び調査等を実施するとともに、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を適正に講じるよう指導しています。

また、良好な土壌環境を保全するため、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正管理や肥料・農薬の適正使用を促進するとともに、必要な場合は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく措置を講じます。

3 鹿児島湾ブルー計画の推進

公共用水域とりわけ閉鎖性水域の水質保全を図るため、法令に基づく諸対策はもとより、法令が適用されない小規模の汚濁発生源や生活排水等を含めた総合的な対策を講ずるための水質環境管理計画を策定し、その推進に努めています。

鹿児島湾については、平成17年3月に策定した「第4期鹿児島湾水質環境管理計画(第4期鹿児島湾ブルー計画、計画期間：平成17年度から平成26年度)」に基づき、関係機関と連携して各種環境保全対策を進めています。

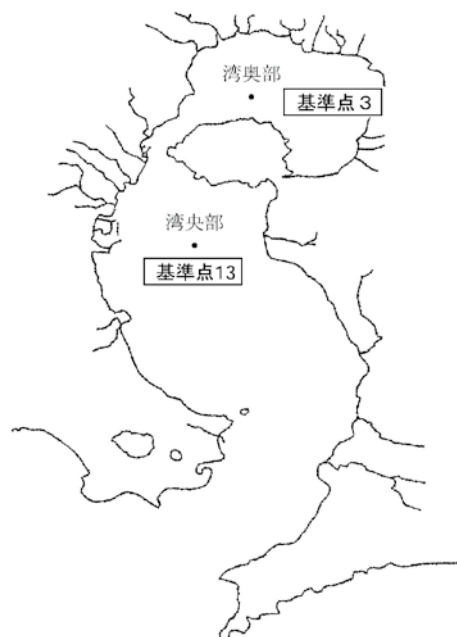
(1) 鹿児島湾の水質の状況

鹿児島湾では、良好な水質を保全するために、COD・窒素・りんについて水質保全目標を設定しています。

湾奥部、湾央部を代表する基準点3及び基準点13の調査地点の水質の状況は次のとおりです。

(図1－24、図1－25、図1－26、図1－27)

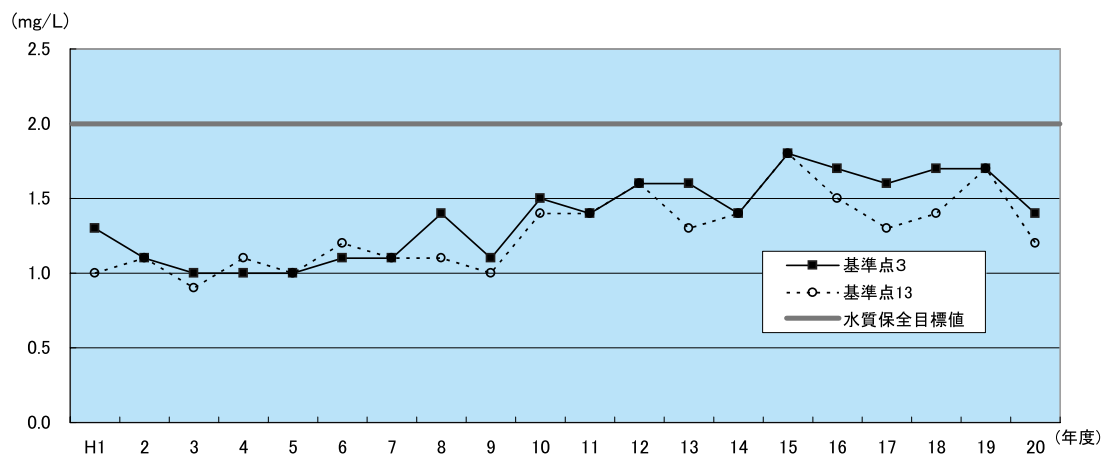
図 1－24 鹿児島湾の基準点



① COD

湾奥部, 湾央部とも水質保全目標値(2 mg/L)以下であり, 横ばいで推移しています。

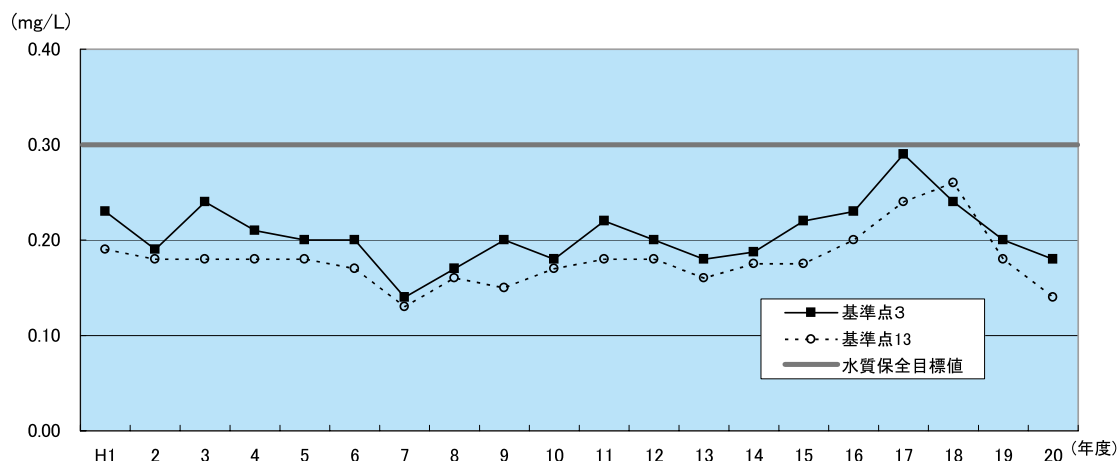
図 1-25 COD (75%値) の推移



② 窒素

湾奥部, 湾央部とも水質保全目標値(0.3mg/L)以下であり, 横ばいで推移しています。

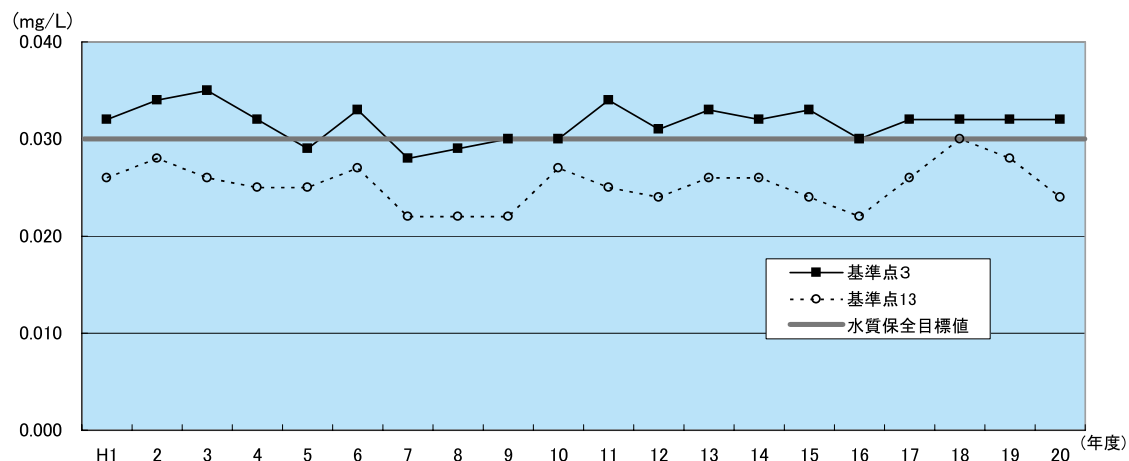
図 1-26 窒素濃度 (年平均値) の推移



③ りん

湾央部は, 水質保全目標値(0.03mg/L)以下で横ばいで推移していますが, 湾奥部は水質保全目標値前後で推移しています。

図 1-27 りん濃度 (年平均値) の推移



(2) 第4期鹿児島湾ブルー計画の概要

① 趣旨

第4期計画は、これまで推進してきた第1期～第3期計画を発展的に継承するものであり、「鹿児島県環境基本計画」で示されている「循環」、「共生」、「参加」型社会の構築により、環境への負荷の少ない経済社会を目指すという長期的な目標をも念頭においています。

また、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に掲げ、湾域の自然的・社会的特性に配慮した適正な環境利用が図られ、鹿児島湾の水質が将来にわたって良好に保たれるよう、「水質保全目標」と「水辺環境の保全管理目標」を設定しました。

特に、この計画では、引き続きCOD、窒素及びりんの水質保全目標を定め、富栄養化の未然防止を図るとともに、新たに海水浴場の水質目標を設定し、流域を含めたきめ細かな環境保全対策を講じて、湾の水質環境管理をさらに推進することとしています。

② 性格

この計画は、鹿児島湾の水質汚濁の未然防止を中心とした良好な水質環境の保全及びそれと一体となった水辺環境の保全管理、水質保全のための住民参加など総合的かつ長期的な展望に立った湾域の環境保全のための基本となる計画です。

また、将来にわたって確保される鹿児島湾の環境保全目標を定め、それを維持達成するための総合的な方策を示したものであり、各種の環境利用行為を適切に誘導するためのガイドラインです。

③ 対象地域

鹿児島湾域の集水域内にある5市5町（平成20年度末現在）とし、計画を円滑に進めるために自然的・社会的条件を考慮して対象地域を6ゾーンに区分します。

④ 計画の期間

平成17年度から平成26年度までです。

⑤ 環境保全目標

鹿児島湾の水質の保全及びそれと一体となった水辺環境の良好な保全管理を図ることを目標とし、次のとおりです。

ア 水質保全目標

この計画の水質保全目標は、水質汚濁に係る環境基準を目標としますが、特に水質汚濁の代表的な指標であるCOD並びに富栄養化※に密接な関わりがある窒素及びりんについて目標を定めています。（表1-55）

表1-55 水質保全目標

項 目	水質保全目標
COD	2 mg/L
窒 素	0.3 mg/L
り ん	0.03 mg/L

※ 閉鎖的な水域など停滞しやすい水域に、窒素やりんなどの栄養物が流入してプランクトンなどが増える現象をいい、これが進行すると、水質の悪化や悪臭、水産資源や利水への悪影響を引き起こします。また、赤潮発生の要因とされています。

イ 水辺環境の保全管理目標

海水浴、潮干狩り、磯遊びなど県民に親しまれている利用性の高い海岸や水質浄化機能の高い海浜などが良好な状況で保全管理されていることを目的とし、海水浴場については、目標を定めています。（表1-56）

表1-56 海水浴場の水質目標

項 目	水 質 目 標
ふん便性大腸菌群数	100個/100 mL以下
油膜の有無	油膜が認められない
COD	2 mg/L以下
透明度	全透（1m以上）